

平成 30 年 3 月 2 日  
仙台管区気象台

## 宮城県の高潮警報・注意報の暫定基準の変更について

宮城県沿岸の気仙沼市から七ヶ浜町にかけての高潮警報・注意報の暫定基準を、平成 30 年 3 月 8 日（木）13 時から変更します。

これは、検潮所の観測基準面の標高の変更等に伴うものです。

宮城県沿岸の気仙沼市から七ヶ浜町にかけては、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波による被害や、地盤沈下に伴い、高潮警報・注意報の発表基準を通常より引き下げた暫定基準を設けて運用してきました。

今般、平成 29 年 2 月の国土地理院による水準点成果の公表を受け、検潮所の観測基準面の標高を変更すること等に伴い、宮城県の高潮警報・注意報の暫定基準を別紙のとおり変更することとしました。

< 暫定基準を変更する日時 >

平成 30 年 3 月 8 日（木）13 時

問合せ先：仙台管区気象台気象防災部予報課 担当 防災気象官 中塚  
電話 022-297-8134 FAX 022-297-8260

## 暫定基準変更後の高潮警報・注意報の基準の一覧

府県 予報区	一次 細分区域	市町村等を まとめた地域	市町村等	変更後の基準 (m)		現行の基準 (m)	
				警報	注意報	警報	注意報
宮城県	東部	気仙沼地域	気仙沼市	<u>1.1</u>	<u>0.8</u>	0.9	0.6
			南三陸町	<u>1.1</u>	<u>0.8</u>	0.9	0.6
		石巻地域	石巻市	<u>1.1</u>	<u>0.8</u>	0.9	0.6
			女川町	<u>1.1</u>	<u>0.8</u>	0.9	0.6
			東松島市	<u>1.1</u>	<u>0.8</u>	1.0	0.6
		東部仙台	松島町	<u>1.1</u>	<u>0.8</u>	1.0	0.6
			利府町	<u>1.1</u>	<u>0.8</u>	1.0	0.6
			塩竈市	<u>1.1</u>	<u>0.8</u>	1.0	0.6
			七ヶ浜町	<u>1.1</u>	<u>0.8</u>	1.0	0.6
			多賀城市	1.6	0.9	1.6	0.9
			仙台市東部	1.6	0.9	1.6	0.9
			名取市	1.5	0.9	1.5	0.9
			岩沼市	1.6	0.9	1.6	0.9
		亘理町	1.5	0.9	1.5	0.9	
山元町	1.4	0.9	1.4	0.9			

暫定基準で運用している市町  
下線付きは今回変更する暫定基準  
 数値は東京湾平均海面(TP)からの高さ